AMERICAN EXPRESS

アメリカン・エキスプレス®・ビジネス・ゴールド・カード

規定集

旅行傷害保険補償規定

キャンセル・プロテクション補償規定

ショッピング・プロテクション®補償規定

リターン・プロテクション規定

オーバーシーズ・アシスト規定

アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.
〒105-6920 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号

JP005010L-02/24

旅行傷害保険補償規定

補償を受けられる人（被保険者）

この保険の補償を受けられるのは、アメリカン・エキスプレス・ビジネス・ゴールド・カード会員ご本人様および配偶者、カード会員と生計を共にするご家族(※)となります。補償内容や条件につきましては、基本カード会員様と追加カード会員様、また国内旅行と海外旅行とで異なりますのでご注意ください。

※ご家族とは、会員（追加カード会員を含みます）の配偶者、会員と生計を共にするお子様・ご両親などの親族を指します。親族とは6親等以内の血族、3親等以内の姻族を指します。

※カード会員様のお子様・ご両親などがお勤めされている場合、生計を共にするご家族とならない場合があります。

補償される場合

（国内旅行の場合）

国内を旅行中(＊1)における、カードでチケットなどをご購入の公共交通乗用具(＊2)に搭乗中の事故、ご予約のうえ、カードで宿泊料金をお支払いになる旨をお伝えになった宿泊施設での宿泊中の火災・爆発による事故、またはカードでご購入された宿泊を伴う募集型企画旅行（パッケージ・ツアー）に参加中(＊3)の事故によって傷害を受けられた場合に補償されます。

（＊1）旅行中とは

宿泊旅行の目的で、自宅を出発される前にホテル・旅館などの宿泊施設への予約を行った場合をいいます。ただし、日帰り旅行や宿泊施設に事前予約をされない場合でもビジネス・ゴールド・カードで公共交通乗用具(＊2)のチケットをご購入いただいた場合、ご搭乗中の事故については、補償の対象になります。以下のような場合は旅行とはみなされません。

- 通勤、通学中の事故
- 日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出など、旅行を目的としない外出中の事故など

（＊2）公共交通乗用具とは

国内旅行傷害保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。

また、以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。

- 電子マネーのチャージ代・デポジット代、プリペイドカード購入費、空港利用税、航空券の発券手数料、航空券の消費税、航空機の座席指定手数料、ラウンジ利用料、タクシー代　など。

（＊3）募集型企画旅行に参加中とは

被保険者が募集型企画旅行に参加する目的をもって企画旅行業者があらかじめ手配した乗車券類等によって提供されるその募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了したときまでの期間をいいます。

（海外旅行の場合）

ご旅行前に日本国内にてカードで日本出入国のために時刻表に基づいて運行される国際航空機または国際船舶のチケットやパッケージ・ツアーの料金をお支払いになられた場合、海外旅行を目的にご住居(日本国内)を出発されたときから、ご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時(24時)までの間の旅行期間を補償します。ただし、日本を出国した翌日から90日後の午後12時(24時)を限度とします。また、日本国内でのカードによる購入がなくても、出国後海外ではじめて被保険者が当該旅行中に利用する公共交通乗用具のチケット料金をカード会員がカードでお支払いになった場合も、その購入のときから上記補償期間終了までの間補償されます。

※公共交通乗用具およびチケット料金の定義は国内旅行の場合と同様です。

※会員の配偶者様、生計を共にするご親族の方は、他のカードの補償の有無にかかわらず、傷害死亡・後遺障害保険金額最高1千万円までとなります。

※当カードの「傷害死亡・後遺障害保険金」は、同様の保険が付帯された他のカードをお持ちの場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して支払われます。

※本内容は、概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約に基づきます。

事故にあわれたら

事故の日から遅滞なく下記通知先までご通知ください。

＜国内での事故通知先＞

アメリカン・エキスプレス・保険ホットライン

0120-234586（通話料無料9:00～17:00／土日祝休）

（書類のご返送先／引受保険会社）

●国内旅行保険

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1　損保ジャパン本社ビル5階
損害保険ジャパン株式会社　本店企業保険金サービス部

●海外旅行保険

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1　損保ジャパン本社ビル24階
損害保険ジャパン株式会社　本店火災新種専門保険金サービス部

＜海外での事故通知先＞
「オーバーシーズ・アシスト」センターへご一報ください。「オーバーシーズ・アシスト」センターがカード会員の方の保険金請求の手続きをお手伝いします。
電話番号につきましては、以下をご覧ください。（海外からのお問い合わせ先／24時間日本語で対応）

（＊）印の電話番号はコレクト・コールをご利用ください。
海外からお電話がつながらない場合には、カード裏面の電話番号までコレクト・コールにておかけください。お電話を転送し、各地域のグローバル・ホットラインにおつなぎいたします。または折り返しご連絡いたします。

欧　米			
アメリカ合衆国（ハワイ・アラスカを含む）　1-800-866-8630			
カナダ	1-800-866-8630	中南米・カリブ諸島（＊）	1-804-673-1669
フランス	0800-90-86-29	ドイツ	0800-181-0740
イギリス	0800-824-482	スペイン	900-99-4446
イタリア	800-871-972	スイス	0800-55-47-02
上記以外のヨーロッパ（旧ソ連邦・アフリカ・中近東）　（＊）44-20-8840-6462（イギリスセンター）			
アジア・オセアニア			
オーストラリア	1800-553-154	ニュージーランド	0800-44-9347
香港	800-96-3012	シンガポール	1800-535-1561
韓国	00798-651-7031	台湾	00801-65-1168
上記以外のアジア・オセアニア　（＊）65-6535-1561（シンガポールセンター）			

ご利用条件
- 日本国内で本サービスはご利用いただけません。
- 携帯電話などのローミング料金は、カード会員様のご負担となりますので、ご了承ください。
- 日本から海外へ持参された携帯電話からは、現地のトール・フリー番号につながらない場合がございます。また、トール・フリー番号につながった場合でも、ローミング料金および通話料金が発生いたします。あらかじめご了承ください。

旅行傷害保険の保険金の種類と保険金額に関して

保険金の種類		旅行代金※をカードで決済する場合			
		基本カード会員	基本カード会員のご家族	追加カード会員	追加カード会員のご家族
国内旅行	傷害死亡保険金	最高5,000万円	最高1,000万円	最高5,000万円	最高1,000万円
	傷害後遺障害保険金				
海外旅行	傷害死亡・後遺障害保険金	最高1億円	最高1,000万円	最高5,000万円	最高1,000万円
	傷害治療費用保険金	最高300万円	最高200万円	最高300万円	最高200万円
	疾病治療費用保険金	最高300万円	最高200万円	最高300万円	最高200万円
	賠償責任保険金	最高4,000万円			
	携行品損害保険金（免責3千円／年間限度額100万円）	1旅行中 最高50万円			
	救援者費用保険金	保険期間中 最高400万円	保険期間中 最高300万円	保険期間中 最高400万円	保険期間中 最高300万円

※旅行代金とは、国内旅行の場合、公共交通乗用具、宿泊料金、宿泊を伴う募集型企画旅行（パッケージ・ツアー）の料金をいいます。海外旅行の場合、日本出入国のために時刻表に基づいて運航される国際航空機または国際船舶のチケットやパッケージ・ツアーの料金をいいます。

旅行傷害保険のお支払いに関して

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
国内旅行	傷害死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	●被保険者または保険金受取人の故意による傷害。 ●ケンカや自殺行為、犯罪行為による傷害。 ●戦争、その他の変乱、核物質の影響による傷害。 ●国内旅行傷害保険においては、地震・噴火または津波による傷害。 ●被保険者の疾病、または心神喪失による傷害。 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。 ●無免許・酒酔運転による傷害。 ●山岳登はん、スカイダイビングなど危険な運動による傷害。 ●旅行前にすでに発生していた事故による傷害。 など
	傷害後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額の3～100%をお支払いします。 傷害後遺障害保険金額×3～100%＝傷害後遺障害保険金の額 (注)ただし、保険期間を通じて合算し傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
海外旅行(補償の対象となる海外旅行の期間は最長90日となっております。)	傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	
	傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額の3～100%をお支払いします。 傷害後遺障害保険金額×3～100%＝傷害後遺障害保険金の額 (注)ただし、保険期間を通じて合算し傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害治療費用保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害のため医師の治療を受けられた場合。	1回の事故・病気につき、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)からその日を含めて180日間に要した次の費用のうち現実に支出し、かつ引受保険会社が妥当と認めた金額を傷害・疾病治療費用保険金限度額の範囲内でお支払いします。 ①治療・入院関係費など②入院または通院のための交通費③入院により必要となった国際通信費・身の回り品購入費(20万円を限度とします。ただし、身の回り品購入費については5万円限度) (注1)日本国内で治療を受けられたとき、自己負担額として被保険者が医療機関に直接支払う費用をお支払いします。 (注2)海外で治療を受けられたとき、被保険者が医療機関に直接支払う費用をお支払いします。 (注3)日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災、保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が医療機関に直接支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。 (注4)お支払いを立証する請求書および領収書の原本をご提出いただきます。	
	疾病治療費用保険金	①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合。ただし旅行終了後に発病された場合は旅行中に原因が発生したものに限ります。 ②海外旅行中に感染した以下の特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫病、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症)のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始された場合。		●被保険者または保険金受取人の故意による病気。 ●妊娠、出産、早産または流産およびこれらに起因する病気。 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。 ●歯科疾病。 ●旅行前にすでに発病していた病気。など
	賠償責任保険金	海外旅行中に誤って他人を死傷させたり、他人の財物(レンタル業者から被保険者が賃借した旅行用品を含みます)を壊したため、法律上の賠償責任を負った場合。なお、会員が所有・使用または管理している物の損害に関する損害賠償責任はお支払いできませんが、以下の場合はお支払いします。 (イ)ホテルの客室ならびに客室内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ロ)住居など居住施設内の部屋ならびに部屋内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ハ)レンタル業者から契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として会員が負担することによって被った法律上の損害賠償金をお支払いします。 (注)賠償金額の決定には事前に引受保険会社の承認を必要とします。	●心神喪失に起因する事故。 ●航空機、船舶、車両の所有・使用・管理に起因する事故。 ●会員の所有・使用・管理による不動産に起因する事故。 ●会員と第三者との間の損害賠償に関する約定により加重された賠償責任。 ●職務遂行に直接起因する事故。 ●親族に対する事故。 など
	携行品損害保険金	海外旅行中に被保険者が所有し携行する身の回り品(カメラ、宝石、衣類など)が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けた場合。 (注)現金、小切手、クレジットカード、コンタクト・レンズ、各種書類稿本、設計書、図案、帳簿、運転免許証、商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等、その他これに準ずる物などは対象となりません。	携行品1個または1対について10万円を限度として時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品保険金額をもって保険期間中1年間の支払いの限度とします。鉄道・船舶の乗車船券、航空券、宿泊券、観光券および旅行券の損害については5万円、パスポートの損害については旅券の再取得費用または渡航書の取得費用として最寄の在外公館所在地へ赴く被保険者の交通費、領事館に納付した再発給手数料および電信費を1回の事故について5万円を限度としてお支払いします。 (注)1回の事故ごとに損害額のうち3,000円(免責金額)はご自身で負担していただきます。	●公共団体の公権力の行使(TSA*など)。 ＊Transportation Security Administrationテロ防止のために機内預りのスーツケースなどが、公権力の行使により開けられた際の損害など ●携行品の瑕疵または自然の消耗。 ●携行品の置き忘れ、紛失、または置き忘れ後の盗難。 ●被保険者本人以外が所有する携行品の損害(借用物や預り品など)。 ●山岳登はんやハンググライダーなど危険な運動を行っている間の当該運動に用いる用具。 ●液体の流出。 ●外来の事故に起因しない電気的事故。 ●携行品が居住施設内にある間に発生した事故。 ●保険の対象の機能に支障をきたさない損害 など
	救援者費用保険金	海外旅行中に ①急激かつ偶然な外来の事故により遭難(行方不明を含みます)された場合。ただし被保険者の生死が確認できた後に発生した費用は対象になりません。②傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または7日以上継続して入院された場合。③病気により死亡された場合。④発病した病気がもとで旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし旅行中に医師の治療を開始および継続して受けていた場合に限ります。⑤発病し医師の治療を受け7日以上継続して入院された場合。	現地に赴く、被保険者またはその法定相続人の方が支出した次の費用を救援者費用保険金額の範囲内でお支払いします。現地とは、海外における事故発生地点または収容先を指します。 ①捜索救助費用②現地との国際航空運賃など交通費(救援者3名まで)③現地および現地までの行程におけるホテルなど宿泊施設の客室料(救援者3名まで、1名につき14日分まで)④現地からの移送費用⑤渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度、入院治療に伴う諸雑費として傷害または疾病治療費用保険金が支払われるべき費用は除きます)	●被保険者または保険金を受け取るべき者の故意による事故。 ●危険な運動による事故。 ●無資格運転、酒酔運転・麻薬など使用中に生じた事故(無資格・酒酔運転による事故で死亡された場合を除きます)。 など

本誌の記載内容は2023年7月現在となります。

国内旅行／航空便遅延費用

保険金の種類	保険金を支払う場合（支払責任）	支払われる保険金（費用の範囲）	保険金をお支払いできない主な場合
乗継遅延費用保険金（最高20,000円）	被保険者が航空便を乗り継ぐ場合において、乗り継ぎ地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便の遅延によって乗り継ぎ地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に出発便の代替えとなる他の航空便を利用できなかったとき。	①ホテルなど客室料 乗り継ぎ地点において、出発便の代替えとなる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなどの宿泊料 ②食事代 乗り継ぎ地点において、出発便の代替えとなる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代金 1回の到着便の遅延について20,000円まで	●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故など
出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金（最高20,000円）	被保険者が搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休または当該航空会社の搭乗予約受付業務の瑕疵による搭乗不能が生じ、当該航空会社の出航予定時刻から4時間以内に代替えとなる他の航空便を利用できないとき。	①食事代 出航地において、当該航空便の代替えとなる他の航空便が利用可能となるまでの間に負担した食事代 1回の出航遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について20,000円まで	
受託手荷物遅延費用保険金（最高20,000円）	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時に当該航空会社が運搬を受託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。	①衣類購入費用 受託手荷物の中に、下着、寝間着など必要な衣類が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用 ※普段着とは違った利用形態をとったものは不可 ②生活必需品購入費用 受託手荷物の中に、洗面用具、剃刀、くしなどの生活必需品（上記の衣類を除く）が含まれている場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用 ※メガネや時計・貴金属類などは対象外 1回の受託手荷物の遅延について20,000円まで ※①、②とも荷物が届くまでに負担した費用に限ります	
受託手荷物紛失費用保険金（最高40,000円）	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に、受託手荷物が予定した目的地に運搬されなかった場合に、当該受託手荷物は紛失したものと見なし、被保険者が予定した目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。	航空便が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した①、②の費用。ただし、96時間以内に荷物が届いた場合は、荷物が届くまでに負担した費用 ①衣類購入費用 ②生活必需品購入費用 1回の受託手荷物の遅延について40,000円まで ※受託手荷物遅延費用と受託荷物紛失費用においてそれぞれに条件を満たした場合、お支払いする費用は両者の合算を限度額とします。 （6時間以上-20,000円、結果的に48時間以上-40,000円合計60,000円） ※①、②とも荷物が届くまでに負担した費用に限ります	

※保険の対象者（被保険者）は基本カード会員ご本人様となります。
※本保険の適用には、対象航空便のチケット、あるいはパッケージ・ツアーをカードで購入されたことの証明が必要です。

キャンセル・プロテクション補償規定

第1条（当社の支払責任）
①アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド日本支社（以下「当社」といいます。）は、（a）カード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院、または、（b）カード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の子供の傷害による通院（以下この補償規定において「キャンセル事由」といいます。）によって、カード会員が第3条（特定のサービスの範囲）に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、基本カード会員がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この補償規定に従い、補償金を支払います。
②この補償規定において入院とは、医師（カード会員が医師である場合は、カード会員以外の医師をいいます。以下この補償規定において同様とします。）による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
③第1項に規定するカード会員とカード会員以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内にカード会員が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時においてカード会員の配偶者であったものとみなします。

第2条（カード会員の定義）
この補償規定におけるカード会員は、基本カード会員および追加カード会員とします。

第3条（特定のサービスの範囲）
第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当し、その料金を当社のビジネス・ゴールド・カードにより支払ったものに限ります。
（1）国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
（2）旅館、ホテルなどの宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
（3）航空機、船舶、鉄道、自動車などによる旅客の輸送
（4）宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
（5）運動、教養などの趣味の指導、教授または施設の提供
（6）演劇、音楽、美術、映画などの公演、上映、展示、興行

第4条（キャンセル費用の範囲）
①第1条（当社の支払責任）第1項のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供をうけられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しをうけられない費用または支払を要する費用をいいます。
②前項のキャンセル費用は、カード会員に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、カード会員がサービスの提供をうけられなくなった場合において、カード会員に同行するカード会員の配偶者もサービスの提供をうけられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
③第1項のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、カード会員に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当社が認める金額に限ります。

第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）
①当社は、次の各号に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、補償金を支払います。
（1）死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、カード会員の死亡の場合には、この限りではありません。
（2）入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
（3）通院がキャンセル事由である場合には、通院を開始した当日
②当社は、前項に規定する期間が開始する前または同項に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供をうけられた場合またはうけられる場合には、補償金を支払いません。
③第3条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので第1項に規定する期間内に旅行行程（旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。）が開始する場合には、同項に規定する期間が経過した後に当該旅行行程が終了する場合であっても、当該旅行に係るサービスは、同項に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

第6条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）
①当社は、第1条（当社の支払責任）第1項の特定のサービスを予約した後、当該サービスの提供をうける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。
②前項の予約した日およびサービスの提供をうける日が明確でない場合には、当社は、補償金を支払いません。

第7条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）
①当社は、2006年1月31日以前に、キャンセル事由の原因（カード会員、カード会員の配偶者、カード会員の1親等以内の親族またはカード会員の子供について、第1条（当社の支払責任）第1項の死亡、入院または通院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。）が生じていたため基本カード会員がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、補償金を支払いません。
②前項の発病の認定は、医師の診断によります。

第8条（補償期間と支払責任の関係）
当社は、この補償規定の補償期間中（2006年2月1日以降）にキャンセル事由が発生した場合に限り、補償金を支払います。

第9条（補償金を支払わない場合）
当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、補償金を支払いません。
①カード会員の故意
②補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
③カード会員の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④カード会員の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤などの使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
⑤カード会員が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
⑥妊娠、出産、早産または流産による入院
⑦頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）
⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
⑩核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）
もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑪前3号の事故に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑫第10号以外の放射線照射または放射能汚染

第10条（補償金の支払額）
当社が支払うべき補償金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額から、基本カード会員の自己負担額（1,000円または当該キャンセル費用の額の10％に相当する額のいずれか高い額をいいます。第14条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）第2項において同様とします。）を差し引いた額とします。

第11条（カード会員1名あたりの支払補償金の限度）
当社が支払うべき補償金の額は2月1日以降毎年1年間を通じ、カード会員1名あたり10万円をもって限度とします。ただし、キャンセル事由がカード会員、カード会員の配偶者またはカード会員の子供の傷害による通院の場合、2月1日以降毎年1年間を通じ、カード会員1名あたり3万円をもって限度とします。

第12条（損害防止義務）
①第1条（当社の支払責任）第1項のキャンセル事由が発生した場合には、カード会員または補償金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除するなどキャンセル費用の発生の防止または軽減につとめなければなりません。
②カード会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当社は、防止または軽減できたと認められる額を控除して補償金を支払います。

第13条（回収金額の控除）
基本カード会員が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金などの回収金があるときは、その額を基本カード会員が負担した第1条（当社の支払責任）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第14条（他の保険契約などがある場合の補償金の支払額）
①第1条（当社の支払責任）の損害に対して保険金などを支払うべき他の保険契約などがある場合において、それぞれの補償規定または保険契約などについて他の保険契約などがないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を補償金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{他の保険契約などがないものとして算出したこの補償規定の支払責任額}}{\text{他の補償規定または保険契約などがないものとして算出したそれぞれの補償規定または保険契約などの支払責任額の合計額}} = \text{補償金の支払額}$$

②前項の損害の額は、それぞれの補償規定または保険契約などに基本カード会員の自己負担額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い自己負担額を差し引いた額とします。

第15条（当社の指定医による診察などの要求）
①当社は、第16条（事故などが発生した場合のカード会員の義務）第1項第1号の規定による通知または第17条（補償金の請求）第1項の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師によるカード会員、カード会員の配偶者、カード会員の1親等以内の親族またはカード会員の子供の身体の診察を行うことを、カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）などの関係者に対して求めることができます。
②前項の規定による当社の申出について、カード会員または補償金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、補償金を支払いません。

第16条（事故などが発生した場合のカード会員の義務）
①カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第2項において同様とします。）は、事故など（第1条（当社の支払責任）の特定サービスの提供をうけられなくなった場合をいいます）が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。
(1) 第1条（当社の支払責任）第1項に規定するキャンセル費用の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
(2) 当社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当社が行う損害の調査に協力すること。
②カード会員または補償金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項に規定する義務に違反したときは、当社は、補償金を支払いません。

第17条（補償金の請求）
①カード会員または補償金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が補償金の支払をうけようとするときは、補償金請求書および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
(1) 当社の定める事故状況報告書
(2) サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類
(3) 基本カード会員が負担したキャンセル費用の額を証明する書類
(4) カード会員との続柄を証明する戸籍謄本などの書類
(5) 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書
(6) 入院がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書
(7) 通院がキャンセル事由である場合には、通院日、傷害の内容を証明する医師の診断書
(8) 死亡または入院の直接の原因が疾病であるときは、その疾病が2006年2月1日以降に発病していることを証明する医師の診断書
(9) 当社がカード会員の病状・治療内容などについて医師に照会し説明を求めることについての同意書
②当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
③カード会員または補償金を受け取るべき者は、前2項の書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
④カード会員または補償金を受け取るべき者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、補償金を支払いません。

ショッピング・プロテクション®補償規定

ビジネス・ゴールド・カード会員であるあなた（以下「あなた」といいます。）には、アメリカン・エキスプレスのカード（以下「カード」といいます。）を使って購入した商品（以下「商品」といいます。）の偶然な事故による損害について、商品購入日から90日間補償する保険がつきます。ただし、補償額はカード会員1名につき年間最高500万円まで、またこの＜ショッピング・プロテクション®＞全体で年間最高10億円が限度となっています。補償内容は損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」といいます。）とアメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.（以下「アメリカン・エキスプレス」といいます。）が締結した保険契約によりますが、以下その主な内容をご案内します。

補償を受けられる人
この保険によって補償を受けられるのは、日本円で支払いをされるすべてのアメリカン・エキスプレスのカード会員の方がたです。また、あなたが商品を他の方にギフトとして贈られた場合も、この保険契約に基づく補償の対象となります。（ご注意）この保険は、商品についての他の保険、共済等（以下「他の保険、共済等」といいます。）でカバーされない部分を補償することを目的としています。商品に損害が発生したとき、請求が可能な他の保険、共済等がある場合は、まずそちらにご請求くださると同時に、アメリカン・エキスプレス・保険ホットラインまでご通知ください。他の保険、共済等からの回収金額が損害額に満たない場合、この保険はその差額を保険契約の内容に基づき支払います。

特典の譲渡禁止
この保険によりあなたがうける特典は、損保ジャパンの書面による事前の承諾なしには他人に譲渡できません。損保ジャパンの承諾なしに譲渡が行われた場合は、この保険によるすべての補償は無効となります。

補償期間
この保険は、あなたが商品をカードで購入された日からその日を含めて90日以内に生じた損害について有効です。また、この購入が上記の保険期間内になされたものであれば保険期間終了後であっても、購入日から90日間の損害については補償されます。なお、商品を発送などにより受領する場合は、受領したときから90日間の損害について補償されます。

補償の限度
損保ジャパンが補償する金額は、あなたがカードで購入された商品の代金で、カード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額が限度となります。また、修理可能な損害については、商品購入代金を限度として修理費が補償額となります。あなたが商品の代金の一部のみをカードを使って支払われた場合は、損保ジャパンの補償する金額は、その商品の代金に対するカードによる支払額の割合を乗じた金額となります。一対あるいは一組のものからなっている場合は、それらが単独では使用不可能あるいは交換不可能でない限り、損害部分の価値を超えては補償されません。ただし、いずれの補償でも1回の事故について1万円の免責が適用されます。（火災、落雷、破裂または爆発による事故、および修理不可能な損害の場合は適用しません。）

この保険による補償の対象とならない主な場合
（1）次に掲げる損害は、補償の対象になりません。
　a. 会員または保険金を請求する方の故意
　b. 台風、豪雨などによる洪水などの水災、もしくは地震に起因する損害
　c. 戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違法行為に起因する損害
　d. 通常の使用による損耗損傷、核燃料物質による汚染、商品の瑕疵（いわゆる不良品）に起因する損害
　e. 置き忘れ、紛失に起因する損害
　f.運送中の破曲損
　g.詐欺または横領
（2）次に掲げる物は、補償の対象になりません。
　a. 現金、有価証券、預貯金証書、旅券、印紙、切手、乗車券などあらゆる種類のチケット、その他これらに類するもの
　b. 動物および植物などの生物
　c. 船舶（注1）、航空機および自動車（注2）ならびにこれらに装着されている状態の付属物
　（注1）ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。
　（注2）自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。
　d.建物（以下を含みます）
　　（a）畳、建具その他これらに類する物
　　（b）電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
　　（c）浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
（3）上記に加え次の場合も補償の対象になりません。
　a.意図的に被保険者が虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合
　b.保険の対象の修理、加工後の損害など、修理・清掃などの作業中における過失による損害
　c.保険の対象の電気的・機械的事故
　d.商品以外の費用（商品購入に付帯して生じた配送費など）
　e.合計カード購入金額が1万円以下の場合
　f.保険の目的の平常使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の目的ごとに、その保険の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
その他、補償内容の詳細についてはアメリカン・エキスプレス・保険ホットライン（0120-234586/通話料無料/9：00から17：00/土日祝休）までお問い合わせください。

損害発生の際の補償請求などについて
（1）損害発生の日から遅滞なくアメリカン・エキスプレス・保険ホットライン（0120-234586/通話料無料/9：00から17：00/土日祝休/引取保険会社損害保険ジャパン株式会社）に連絡をとり、手続きについてお問い合わせください。
（2）損保ジャパンより送付された「保険金請求書」に必要事項をご記入のうえ署名して、売上票、領収書その他損害を立証するため必要な書類（罹災証明、盗難届出証明（注）、修理見積書あるいは請求書、全損証明書など）を添えて損保ジャパン宛に遅滞なくご提出いただくことが必要です。
　（注）盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはそれに代わるべき書類をご提出いただくことが必要です。
（3）損保ジャパンは必要に応じて、損害を受けた商品を損保ジャパンの指定する場所にお送りいただくよう依頼をすることがあります。お送りいただく際の送料は損保ジャパンの負担とします。また、損保ジャパンは現金による支払いをいたしますが、上記補償の限度額を超えて補償されることはありません。

調査について
補償の対象に損害が生じた場合は、損保ジャパンが補償の対象等について調査することがあります。また、あなたまたは関係者に面談の協力を求める場合があります。

資料の提出および調査への協力について
損保ジャパンが書類もしくは証拠の提出、調査への協力を求めた場合、必要な協力をしなければなりません。

代位
損害が第三者の行為によって生じた場合において損保ジャパンがこの保険による補償を支払ったときは、損保ジャパンは損害をうけた商品およびあなたが第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度として取得します。
＊損害賠償請求権を代位取得した場合、損害賠償請求権の保全・行使、そのために必要な情報（第三者の氏名・連絡先を含む）の入手に協力しなければなりません。

損害防止義務
カード会員は、事故が生じたときの損害発生の防止および軽減に努めなければなりません。

準拠法
この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、カード会員が損保ジャパンに対し補償の請求を行う場合も日本国の法令の適用があります。

この補償規定は重要ですから大切に保管してください。ただし、これは、保険証券ではありません。保険証券は、アメリカン・エキスプレスに保管されております。
＊本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、動産総合保険普通保険約款および特約条項の規定に基づきます。

＜事故のご連絡先＞
アメリカン・エキスプレス・保険ホットライン
0120-234586（通話料無料/9:00～17:00/土日祝休）
（書類のご返送先／引受保険会社内）
〒160-8338東京都新宿区西新宿1-26-1　損保ジャパン本社ビル5階
　損害保険ジャパン株式会社　本店企業保険金サービス部

本誌の記載内容は2023年7月現在となります。

リターン・プロテクション規定

1. 概要
アメリカン・エキスプレス（以下「当社」）のビジネス・カード（以下「カード」）会員（以下「会員」）の方には、個人利用目的のためにカードを使って購入代金を支払って購入した商品について、本規定に基づいてリターン・プロテクションのサービスが提供されます。このサービスに基づき、会員がカードで購入し、未使用かつ故障・損傷なく正常に機能する商品を購入店に返品しようとした際、購入店が返品を受け付けない場合に限り、購入日から90日以内に会員が当社に連絡することにより商品を当社に返却できます。商品の購入金額、外貨でご購入の場合はご利用代金明細書のご利用金額（円）に記載の金額をカード会員口座に払い戻します（現金での払い戻しはいたしません。）（1商品につき最高3万円まで、1会員口座（追加カードも含む。以下同じ。）につき年間最高15万円まで）。

2. サービスを受けられる人
このサービスを受けられるのは、日本円で支払いをされる会員本人で、払い戻し申請時点において会員資格をお持ちの方です。また、払い戻し申請時に、会員の所有するカード会員口座の1つまたは複数の締切日に対する利用代金の支払いが遅延している場合、このサービスを受けることはできません。

3. 重要事項
（1）このサービスは、会員が商品を購入店に返品できない場合に限り利用できます。
（2）このサービスは、当該商品についての他の保険・補償などが適用されない場合に利用できます。小売店やオンラインショップから購入した商品のうち、リターン・プロテクションで規定されている金額と同額またはそれ以上の金額が補償される返品規定が適用されるものについては、適用対象外となります。
（3）当社指定先に商品が返送された時点で、商品の所有権が当社に移転することを、会員は予め承諾するものとします。
（4）このサービスおよびこれに基づく払い戻し請求は、カード会員規約に基づく会員のカード利用代金を決済する責任を免除するものではありません。
（5）このサービスはカードで直接決済したものに限ります。電子マネー等へチャージして購入された場合は対象外です。
（6）カードで決済した金額を超える金額のお支払いはいたしません。
（7）国内から当社指定の専用宅配伝票で返品が可能なものに限ります。

4. サービス対象期間
このサービスを受けるためには、会員が商品を購入店に返品しようとし、購入店が返品を受け付けない場合に、購入日（通信販売の場合は、商品受領日）から起算し、90日以内に会員が当社に連絡し購入商品の返品の希望を申し出る事が必要です。

5. 払い戻しの限度
払い戻しは、1商品につき最高3万円まで、1会員口座につき年間（1月1日～12月31日申請日を基準）最高15万円相当までとし、5千円未満の購入金額の商品に対しては適用されません。外貨決済の場合、ご利用代金明細書のご利用金額（円）記載の金額が5千円未満の場合は、適用されません。

6. 対象商品
対象商品は未使用かつ良好な状態で、正常に機能する物に限ります。（故障・損傷等欠陥のある商品、修繕済み、組立済み、部品やパーツが不足した商品は対象となりません。）商品はカードで購入したもので、その購入代金の全額がカード会員口座に請求されている必要があります。

7. 適用対象外となるもの
●商品を梱包した状態で、当社指定宅配便が定める最大取り扱いサイズおよび重量を超えるもの
●国内から当社指定の専用宅配伝票で返品ができない場合
●動物（はく製、毛皮も含む）および生きている植物
●同じものが二つとない商品（骨董品、美術品、特注品、福袋、名入れやサイズ直しした商品を含む）
●全額をカードで支払っていない商品
●オークション品、個人が出品し売買をメインとするサイトで購入した商品
●閉店セールの商品
●消耗品、食品、飲料品
●貴金属（金、銀、プラチナ等）および宝石
●サービス（取付費用、保証料、送料、または会費など適用対象商品を補助するものを含む）
●希少硬貨
●使用済み、組立て済み、通電済み、および修繕済みの商品
●携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等
●土地および建物
●有価証券（約束手形、切手、および旅行小切手等）
●現金、現金同等物、およびチケット類
●オーディオ、ビジュアル、およびパソコン等のソフトウェア、オンラインコンテンツ、本体に接続して使用する機器（USBメモリ等記録媒体）、書籍
●ヘルスケア商品（サプリメント、トレーニング器具/用品、体温計、血圧計など）
●家、事務所、その一部を構成するもの、恒久的に取り付けるもの（取付の家具、ソーラーシステム、給湯器、照明等）
●乗り物（自動車、オートバイ、モーターボート等、原動機で動く乗用具）、その部品及び付属品（カーナビシステム、AV機器等）および、乗り物に恒久的に取り付ける商品（車庫開閉装置、車の警報装置等）
●その他、当社が判断したもの

8. 補償請求方法
払い戻し請求をするには、以下の手続きが必要です。
（1）まず、申請用紙を請求して下さい。申請用紙の請求は、購入日から90日以内に、リターン・プロテクション係 0120-090151（通話料無料 9:00～17:00 ／土日祝休）までご連絡ください。申請請求書をお送りいたします。
（2）申請請求書に必要事項をご記入のうえ、領収書、カードの売上票の控え、および当社が必要と認めた他の書類等を添付して30日以内にご返送ください。
（3）当社においてサービスの対象となるかどうかについて審査します。申請が承認されたら、当社より商品返品にご利用いただく専用宅配伝票をお送りします。30日以内に商品を当社からお送りした専用宅配伝票を使用しご返送ください。その際は、宅配伝票の控えは大切に保管しておいてください。返送した商品が到着しなかった場合に、返送したことを証明するものとして必要になります。返品の配送手数料および返送料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。
（4）当社より会員のカード会員口座に第5条の払い戻し限度かつ購入金額を限度とする金額を戻します。お戻しした金額は、その範囲内で他のカード利用代金等と相殺されます。直接現金での払い戻しはいたしません。後日ご利用明細書に記載されますのでご確認ください。

9. その他
（1）当社は、このサービスを第三者を通じて会員に提供する場合があります。
（2）本規定に定めのない事態が生じた場合は、当社が信義に反せず誠実に取り扱いを決定します。
（3）当社は、相当の期間を定めて会員に事前に通知することにより、このサービスの提供を中止する場合があります。
（4）当社は、このサービスの内容および本規定を随時変更する事ができるものとします。

オーバーシーズ・アシスト規定

サービスの名称
この規定に基づき提供されるサービスは、ビジネス・ゴールド・カード会員に提供される＜オーバーシーズ・アシスト＞と称し、これらを以下「サービス」と言います。

サービスの対象
この「サービス」は、日本在住の日本円で支払いをされる基本カード会員および追加カード会員に対して提供されます。また、日本国外を旅行される上記のカード会員に同行されるご家族（配偶者、お子様など生計を共にする親族）にも適用されます（以下「有資格者」とします）。
カード会員もしくは旅行中のカード会員に同行する有資格者がこのサービスを利用するには、カード会員のアメリカン・エキスプレス・ビジネス・ゴールド・カードが有効であることが条件となります。

サービスの概略
このサービスはカード会員および有資格者なら海外で日本語により、24時間365日いつでも、フリー・ダイヤルもしくはコレクト・コールで世界のほとんどの国でご利用になれます。
この「サービス」は、地域により、アメリカン・エキスプレスを代行する日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（以下「EAJ」といいます）によって提供されます。サービスの内容は、次のとおりです。

A. 海外情報サービス
●旅行関連サービス
●航空券の予約、発券の手配、予約の再確認、変更
●ホテルなど宿泊施設の紹介、予約、取消
●レンタカー／リムジン・サービスの案内、予約、取消
●ローカル・ツアーの案内、予約、取消
●レストランの案内、予約、取消
●ゴルフ・コースの案内、予約、取消
●主要都市でのミュージカルなどのチケットの案内
●天気予報
●パスポート、査証、予防接種などについての案内
●最寄りの日本大使館、領事館の案内
●カード紛失・盗難の処理、再発行の手続き
●パスポート、所持品の紛失・盗難時のサポート
●フラワー・デリバリー・サービスの手配
●その他のカードに関する問い合わせ
●電話による簡単な通訳サービス（ビジネスなどの場合を除きます。）
●通訳派遣のアレンジメント
●緊急メッセージの伝言サービス
●医師、歯科医、病院、弁護士の紹介
●カードに付帯される海外旅行傷害保険の保険金請求のお手伝い

B. 緊急支援サービス
I. メディカル・サービス

1. 電話医療相談サービス
ご旅行中、熱が出たり、腹痛など身体の調子が悪くなったとき、お電話をくだされば、経験豊富な医師、看護師が、24時間体制で、適切なアドバイスをいたします。

2. 病院紹介サービス
病気やケガにあわれた場合、最寄りの最適な医師あるいは医療施設の情報（住所、電話番号、診療時間など）をお知らせします。その際、可能であれば日本語のわかる医師をご紹介いたします。

3. 病院の予約および入院の手配サービス
医師あるいは医療施設が予約を受け付ける場合、予約の手配を行います。また、緊急を要する場合などには、医師の指示に基づき入院の手配を行います。

4. テレフォン・アシスト・サービス
日本語がわからない医師の場合、電話でアシストいたします。

5. 医療機関への信用保証サービスおよび資金援助サービス
海外の病院においては、治療を行う前に金銭上の信用の問題で治療を拒否するケースがあります。このような事態には次のように対応をいたします。
（1）現地の医師および医療施設に対して、このサービスをご利用になっている方がアメリカン・エキスプレス・ビジネス・ゴールド・カードの会員および有資格者であり、＜オーバーシーズ・アシスト＞の緊急支援サービスがEAJにより提供されていることを伝えます。
（2）カード会員または有資格者が意識を失っているなどの状況で現地の医師または医療施設が、事前の支払いもしくは保証金の支払いがない場合には必要な治療を拒否するといった事態には、カード会員もしくは関係者の承認を得たうえで、＜オーバーシーズ・アシスト＞センターが必要と判断した場合には、5000USDまでお立替えし、カード会員に代わって現地の医師または医療施設に支払います。これらの費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払い頂きます。
（3）メディカル・サービスをご利用になっているカード会員または有資格者よりビジネス・ゴールド・カードに付帯する海外旅行傷害保険以外の保険を契約している旨連絡があった場合、＜オーバーシーズ・アシスト＞センターは現地の医師や医療施設に対して当該保険会社へ請求書を送るよう交渉いたします。そのように取り計らってくれない場合には、その場で支払う代わりに、カード会員または有資格者に対して請求書、診断書など保険金の請求に必要な書類を手渡すよう依頼いたします。

6. 緊急移送サービス
＜オーバーシーズ・アシスト＞センターの指定医と実際に治療に当たっている医師とが協議のうえで、医療上の観点から転院または日本の医療施設への移転が望ましいと判断された場合は、転院や帰国のための手配を無料で行います。手配以外の費用はカード会員の負担となります（ただし、付帯の海外旅行傷害保険の被保険者はその保険金の限度額まで補償されます）。

7. 医療関連の派遣サービス
病気やケガがひどく、カード会員または有資格者の方が医師または医療施設までいけない場合は、＜オーバーシーズ・アシスト＞センターはその場所までの医療チームの派遣や救急要請が可能であるか確認し、可能な場合には手配致します。手配以外の費用はカード会員ご自身の負担となります（ただし、付帯の海外旅行傷害保険の被保険者はその保険金の限度額まで補償されます）。

8. 治療経過・管理サービス
長期の入院など、治療経過の管理が必要な場合には、適切な治療がなされているか、治療されたかどうかなど医療情報を入手し＜オーバーシーズ・アシスト＞センターの指定医が帰国時にはどのようなサポートが必要か等のアドバイスをいたします。ただし、当サービスをご希望される場合は有料となる場合があります。

9. ご家族への緊急事態連絡サービス
入院されたカード会員もしくは有資格者へ＜オーバーシーズ・アシスト＞センターでは、ご家族、近親者、ビジネス関係者への連絡をご希望になるかどうかをおたずねし、ご希望の場合には最善を尽くしてご連絡をいたします。
ただし、カード会員に代わってお伝えした情報によって万一損失が生じた場合にも、アメリカン・エキスプレスおよび＜オーバーシーズ・アシスト＞センターでは一切責任を負いません。

10. 帰国手配サービス
日本の医療施設へ移る場合の帰国手配を行います。
＊海外旅行保険の対象とならない場合は費用は会員様のご負担となります。

11. 遺体送還
万一、カード会員または有資格者がお亡くなりになったときには、ご遺体を日本へ移送するための手配を無料で行います。手配以外の費用は、カード会員の負担となります（ただし、付帯の海外旅行傷害保険の被保険者は、その保険金の限度額まで補償されます）。

II. リーガルアシストサービス

1.緊急時に弁護士を紹介いたします。
2.もしカード会員または有資格者が交通事故か行政手続きの違反等により拘留された場合、「オーバーシーズ・アシスト」センターは最高1,000US$を限度として保釈金を立替払いいたします。これらの費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。
3.弁護士費用として一件につき1,000US$ を限度としてお立替えいたします。この費用は、後ほど通常のカードご利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。
4.必要に応じて、「オーバーシーズ・アシスト・センター」は日本語通訳者派遣のアレンジをいたします。（通訳者の費用については別途見積いたします。）なお、通訳者の費用はカード会員のご負担となります。

III. その他のサービス

＜オーバーシーズ・アシスト＞センターは、その他カード会員が希望されるサービスを提供できるように努力いたします。
ただし、この規定に明記されていないサービスに関しては、ご要望にそえない場合があります。また、この規定に明記されていないサービスに要する費用は、カード会員のご負担となります（そのサービスに要する費用については、見積をいたします）。

サービスご利用の場合の条件と制限事項
●＜オーバーシーズ・アシスト＞センターへコレクト・コール（またはフリー・ダイヤル）される際には、ビジネス・ゴールド・カード会員番号が必要ですので、前もってご用意ください。また、連絡のための電話番号、正確な所在地も必要です。
●このサービスは、一定の国においてはご利用できないこともあり、また天災、戦争、社会不安、労働争議、資材、サービスの入手困難、その他の不可抗力により提供できない場合があります。詳細につきましては、メンバーシップ・サービス・センターまで0120-941780（通話料無料）、海外からは81-3-3220-6745（現地オペレーターにコレクト・コールをお申込みください）へお問い合わせください。
●電話による簡単な通訳サービスは、カード会員がその場にいることが前提条件となります。メッセージの伝言サービスにはご利用いただけません。
●メッセージの伝言サービスは、緊急の場合、または何等かの理由で電話連絡がとれない場合などに限らせていただきます。また、業務上のご連絡には利用いただけません。
●アメリカン・エキスプレスは＜オーバーシーズ・アシスト＞センターあるいは医療、歯科医療、法律上、その他のサービスの提供者の行為については責任を負いません。
●緊急支援サービスのうち、この規定に、費用の負担が不要であることが明記されているサービスを除き、＜オーバーシーズ・アシスト＞のご利用に際して要する費用はカード会員のご負担となります。
●海外旅行傷害保険の適用には、公共交通乗用具のチケットあるいは、パッケージツアーをビジネス・ゴールド・カードで購入されたことの証明が必要となります。売上票のお客様控えを大切に保管してください。
●本規定が定めるサービスをご利用いただくにあたり、不正や偽造による行為がなされた場合には、本規定のサービスは提供できません。
●本規定が定めるサービス内容は予告なく変更される場合もございますので、あらかじめご了承ください。
●トールフリー・ダイヤル、コレクト・コールご利用時のホテルでの電話回線料や携帯電話等のローミング料金コレクト・コールやフリー・ダイヤルが利用できない場合は、会員様のご負担となりますのでご了承ください。

本誌の記載内容は2024年2月現在となります。